

文化芸術創造都市推進事業
委託実施要項

文化庁次長決定
平成21年6月4日
平成30年2月13日改正

1. 趣旨

平成25年1月、文化芸術の持つ創造性を生かして産業振興や地域の活性化に取り組んでいる地方自治体や、これから取り組もうとしている地方自治体を支援するため、情報収集・提供、施策分析及び会議・研修の実施等を行う国内ネットワーク（＝「創造都市ネットワーク日本（Creative City Network of Japan）（以下、CCNJ）」）が設立された。

平成29年6月には、文化芸術基本法が公布・施行され、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の幅広い分野との有機的連携による文化芸術政策の推進が求められている。

本事業は、文化芸術の持つ創造性を活かして地域振興、観光・産業振興等に取り組む自治体等の取組を促進するため、取組成果の蓄積・発信や、会議・研修の実施、海外の創造都市との交流等を通じて、国内ネットワークを強化し、国全体が文化芸術の持つ創造性により活性化するための基盤を形成することを目的としている。

2. 委託業務の内容

(1) 文化芸術創造都市のネットワークの円滑化

(2) 国内各地域における文化芸術創造都市の活動促進

①文化芸術創造都市に関する国内外の情報収集・分析・提供、創造都市事業の効果検証

②CCNJ ウェブサイトの充実、管理・運営

③その他、各地域間の交流促進や連携強化、及び文化芸術創造都市の活動促進

(3) 文化芸術創造都市への活動支援

加盟自治体が各地域の文化芸術資源を有効に活用し、文化プログラムをはじめとした文化芸術政策を広く展開出来るよう、CCNJ 幹事団体等との連携を図りつつ、テーマに応じた有識者選定や、企画のコーディネートを支援し、人口規模や事業内容別の会議・研修等を行う。

(4) 業務成果報告書の作成

上記(1)(2)及び(3)の実施内容・結果を総括する報告書（業務成果報告書）を作成する。

3. 業務の委託先

委託先は、次の要件のいずれかを満たす団体（以下「法人等」という。）とする。

(1) 法人格を有する団体

- (2) 法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体
 - ア 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
 - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - ウ 自ら経理し、監査するなどの会計組織を有すること
 - エ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から文化庁が別に定める日までとする。

5. 委託手続

- (1) 業務の委託を受けようとする法人等は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、法人等に対し業務を委託する。
- (3) 文化庁は、上記(2)の決定に当たっては、別に定めるところによりあらかじめ学識経験者の意見を聴くものとする。
- (4) 文化庁は、本業務の実施のために必要な条件を付することができる。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、委託を受けた法人等が契約の定めに違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の返還を命じることができる。
- (3) 委託経費の支払は、原則として精算払いとする。ただし文化庁が必要と認めた場合に限り、全部又は一部を概算払いすることができる。

7. 業務完了（廃止）の報告

法人等は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、文化庁の定める様式により委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、法人等へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

- (1) 文化庁は、法人等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、法人等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運用を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行うことができる。
- (4) 法人等は、文化庁と連携し事業を実施するものとする。
- (5) 法人等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (6) この要項に定めるもののほか、本委託業務の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領によるものとする。